

平成29年度 第5回飯塚市障がい者施策推進協議会 会議次第

日 時 平成30年2月22日（木）
午後2時
場 所 飯塚市役所5階会議室2

1 開会

2 第5期飯塚市障がい福祉計画・第1期飯塚市障がい児福祉計画の策定について

(1) 答申案から原案における修正箇所

(2) 計画原案に関する市民意見募集結果及び回答案

3 障がい者就労施設等からの優先調達に係る取り組みについて

4 その他

(1) 地域生活支援事業「日中一時支援事業」の実施基準改定

(2) 飯塚市障がい者施策推進協議会規則の一部改正

5 閉会

第5期飯塚市障がい福祉計画・第1期飯塚市障がい児福祉計画（原案）修正箇所

章	ページ	内 容
共通	—	元号と西暦を併記しました。
第1章 計画の策定にあたって	2	○「3 計画の期間」の表に、「第1期障がい児福祉計画」及び次期計画を追加しました。 ○「4 計画の策定体制」に市民意見募集の実施に関する文章を追加しました。
第2章 障がい者を取り巻く状況	5	「障がい者のいる世帯数」各手帳所持者の平成29年10月における3人以上世帯の構成比を、0.09%≒0.1%であることから、「0%」を「0.1%」に修正しました。
	16	地域生活支援事業の1必須事業「⑩域活動支援センター機能強化事業」を「⑩地域活動支援センター機能強化事業」に修正しました。
第3章 平成32年度に向けた成果目標	21、22	「(1) 国の指針」を「(2) 国の指針」に、「(2) 本市における成果目標」を「(3) 本市における成果目標」に修正しました。
策定の経緯	45	開催日を加筆しました。

飯塚市障がい福祉計画（原案）に関する市民意見募集の結果について

平成29年12月15日から平成30年1月31日まで市民意見を募集した結果と回答を公表します。

○ 第5期飯塚市障がい福祉計画・第1期飯塚市障がい児福祉計画（原案）に関するご意見・・・0件（なし）

○ その他のご意見・・・2件

番号	意見等の内容（原文のとおり）	回 答
1	<p>①障がい福祉サービスの申請書等の電子化</p> <p>現在、各窓口の支所、市役所にて障がい福祉サービスの利用手続きを実施している。本市では、インターネットによる申請書等のダウンロードが出来ていない。しかし、現状として福岡県内の市町村の一部では、ホームページにて、申請書等がダウンロードできている。</p> <p>今回、インターネットによる電子化を図り、障害福祉サービスのバリアを解消することこそが、本計画に挙げている障害者の方が地域で住み慣れた生活を支援していくことを目指すのではないかと考えています。</p> <p>①の提案を受けて、障がい当事者及び家族が様々な形でアクセスできるようなツールができ、障がい福祉サービスの利用ができやすい環境になると考え、本計画に提案させていただきます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、障がい福祉サービスの利用申請に際して、対象となる障がい者及び障がい児の生活状況や必要としているサービスについてご相談内容を具体的に伺った上で申請を行っていただくこととしており、個別の対応に努めてまいりました。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の行政サービス向上の参考といたします。</p>
2	<p>②施設入所状況のホームページでの公開</p> <p>現在、高齢介護課担当で、指定地域密着型サービスの情報が公開されています。情報公開が進んでいる中で、いまだ、飯塚市内の障害福祉サービスの入所状況が公開されていません。本計画の中では、精神障害者の地域移行を数値目標化されていました。</p> <p>私は現在、精神科病院で勤務し、認知症医療センターとしての専門相談を主とした業務を担っています。その中で、私が担当したケースで、父親と子供の二人暮らし。父親が認知症、子供がアルコール依存症の精神疾患のケースがあり、父親が子供に暴力をふるったことをきっかけに、父親が精神科病院に入院。その際、子供が単身生活困難で、急ぎ施設入所を調整する中で、飯塚市内の障がい福祉サービスの施設の入所状況が分からず、1施設ずつ問い合わせをしていく状況です。</p> <p>私が担当しているケース以外でも、精神科病院からの地域移行等の支援において、本情報が公開されれば、有意義ものになると思います。</p> <p>上記にもあるように、定期的に、飯塚市内の障がい福祉サービスの情報を公開し、障がい者本人及び家族、支援者がその情報をもとに、その人が地域で生活しやすい地域づくりの一助になればと思っています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市に所在する障がい福祉サービス事業等を提供する事業者の指定や指導監査は、福岡県知事が行っているところですが、障がい者の入所施設や共同生活援助事業所の空き状況の公開については、事業者のご協力が不可欠となります。</p> <p>成果目標の一つである地域生活支援拠点整備の機能の一つとして、緊急時の受入対応体制の確保も求められていることから、いただいたご意見につきましては、障がい者地域自立支援協議会の専門部会等において関係機関と共に検討してまいります。</p>

平成 29 年度 飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

平成 29 年 4 月 1 日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(通称：障害者優先調達推進法)第9条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進を図るための方針を策定し、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 方針の対象範囲

この方針は、飯塚市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく事業所・施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

4 調達する物品等

障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

区分	品名	用途、使用例
物品	菓子、加工食品等、野菜、小物雑貨等	記念品・景品
	弁当	昼食弁当
	封筒、ハガキ、事務用品等	事務用品
	バイオディーゼル燃料	燃料費
役務	草刈	施設・公園内草刈
	清掃	施設内外清掃
	印刷	ポスター、チラシ、冊子
	情報処理・テープ起こし	
	クリーニング、リネンサプライ	
	飲食店等の運営、その他の作業	

5 平成 29 年度調達目標

物品及び役務ごとに、調達実績額が平成 28 年度の調達額を上回ること。

《参考》

種別	平成 28 年度の調達額
物品	1, 603, 428 円
役務	5, 440, 716 円
合計	7, 044, 144 円

6 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、庁議等において、調達方針や目標を決定し、全庁的な取組を推進する。
- (2) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等及び各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (3) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等を庁内に展示し、各部署において物品調達の検討がしやすい環境を整備するとともに、来庁者にも周知し、障がい者に対する理解の促進と受注機会拡大の支援に取り組む。
- (4) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食（弁当）の活用など発注可能な物品等を各部署において十分に検討する。なお、仕様や納期については、可能な限り、障がい者就労施設等の特性に配慮するものとする。
- (5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地元施設を優先させるものとする。
- (6) 各部署のニーズにあった商品が提供できるよう、NPOセルフセンター福岡の共同受注窓口を活用する。

7 調達実績の公表

- (1) この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績については、年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

8 進行管理等

- (1) 年度途中での調達状況の把握等の進行管理を行い、各部署に対し調達を促すとともに、次年度の調達方針に反映していく。
- (2) 飯塚市障がい者施策推進協議会において、前年度実績の報告、及び意見等の集約を行い、次年度の調達方針に反映していく。

9 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部社会・障がい者福祉課とする。

10 その他の事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく障がい者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。
- (2) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設管理運営業を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。

資料3-2

平成28年度 障がい者就労施設等からの物品等調達実績

種別	内容	件数	金額 (円)
物品	賞状 (和紙) ・ 事務用品	1	2,000
	記念品	2	1,188,903
	バイオディーゼル燃料	2	181,700
	消耗品	14	230,825
	小計	19	1,603,428
役務	印刷	7	2,487,996
	草刈り	10	1,143,720
	清掃	3	1,528,200
	消火栓塗装委託	1	280,800
	小計	21	5,440,716
計		40	7,044,144

<参考：3カ年実績>

種別	内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
物品	賞状・事務用品	1件	2,000円	2件	57,646円	15件	232,825円
	記念品	2件	1,187,367円	2件	1,191,363円	2件	1,188,903円
	バイオディーゼル燃料	2件	985,820円	2件	214,480円	2件	181,700円
	小計	5件	2,175,187円	6件	1,463,489円	19件	1,603,428円
役務	印刷	3件	708,480円	2件	556,740円	7件	2,487,996円
	草刈り	16件	2,580,995円	17件	3,027,940円	10件	1,143,720円
	清掃	4件	1,603,800円	3件	1,503,134円	3件	1,528,200円
	消火栓塗装委託			1件	280,800円	1件	280,800円
	小計	23件	4,893,275円	23件	5,368,614円	21件	5,440,716円
計		28件	7,068,462円	29件	6,832,103円	40件	7,044,144円
対前年度比較		5件	584,442円	1件	△ 236,359	11件	212,041円

地域生活支援事業 ～「日中一時支援事業」の実施基準を改定します～

平成 30 年 4 月より、日中一時支援事業の実施基準を改定します。

飯塚圏域（飯塚市・嘉麻市・桂川町）の日中一時支援事業につきましては、平成 20 年度の事業開始時に策定した実施基準に基づき事業を行っていただいておりますが、飯塚圏域の基準の統一や利用者の負担軽減を図るため、今回の改定を決定しました。

◆おもな改定点

1 支給対象者の範囲を2市1町で統一します

- ・手帳保持者（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）
- ・手帳は保持しない精神障がい者（診断書等で確認）
- ・手帳を保持しない障がい児（診断書等で確認）
- ・難病等対象者

※下線部について、嘉麻市において現行基準では対象外ですが、改定後は対象となります。

2 利用回数の上限等を設定します

利用回数は 1 か月に 23 回を上限とします。

また、同 1 日中に、同じ事業所で 2 回以上のサービスを行った場合は、1 回の利用とみなし、合算した時間区分での請求となります。

3 支給単価を改定します

時間区分を従来の 3 区分から、6 区分（2 時間未満、2 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 8 時間未満、8 時間以上 10 時間未満、10 時間以上）に改め、新単価を設定します。

4 療養介護対象事業施設の基準を明記します

単価表の中にある「障がい児・者療養介護対象者（重症心身障がい者）」の単価は、医療機関である実施機関が日中一時支援を提供する場合のみ請求を可とします。

※上記単価の原則 1 割が利用者負担額となります。

◆日中一時支援事業とは・・・

日中に一時的に見守り等の支援が必要な、難病の方を含む障がい者・障がい児に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者・障がい児を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息の確保を図る事業で、本市の障がい福祉計画の中では、地域生活支援事業の任意事業の一つとして、サービスの必要見込量を算出しています。

○本市の利用者数（H28 年度） 実利用人数 76 人 延利用人数 378 人

○本市に登録しているサービス提供事業所数（H30 年 1 月末現在） 45 事業所

○現行の支給単価種別 ①障がい者（区分 1～6）、②障がい児（区分 1～3）、
③障がい児・者療養介護対象者（重症心身障がい者）

○現行の支給単価時間区分 ①3 時間未満、②3 時間以上 8 時間未満、③8 時間以上

飯塚市障がい者施策推進協議会規則 資料(新旧対照表) (案)

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)</u> <u>第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会が、その目的を達するために協議すべき事項</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>所管に属する社会福祉法人に関する事項</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>30人</u>以内をもって組織する。</p>